

NISAをご利用のお客様へ



～NISA口座を開設している証券会社にマイナンバーをご提供されていない方へのおねがい～

平成30年以後のNISA口座のご利用のために、NISA口座を開設している証券会社へ
お早めにマイナンバー(注)をご提供ください。

(注)平成30年以後も同じ証券会社でNISA口座をご利用するためには、**マイナンバー**のご提供及び
「非課税適用確認書の交付申請書」のご提出が必要となります。



マイナンバー等を提供しなかった場合

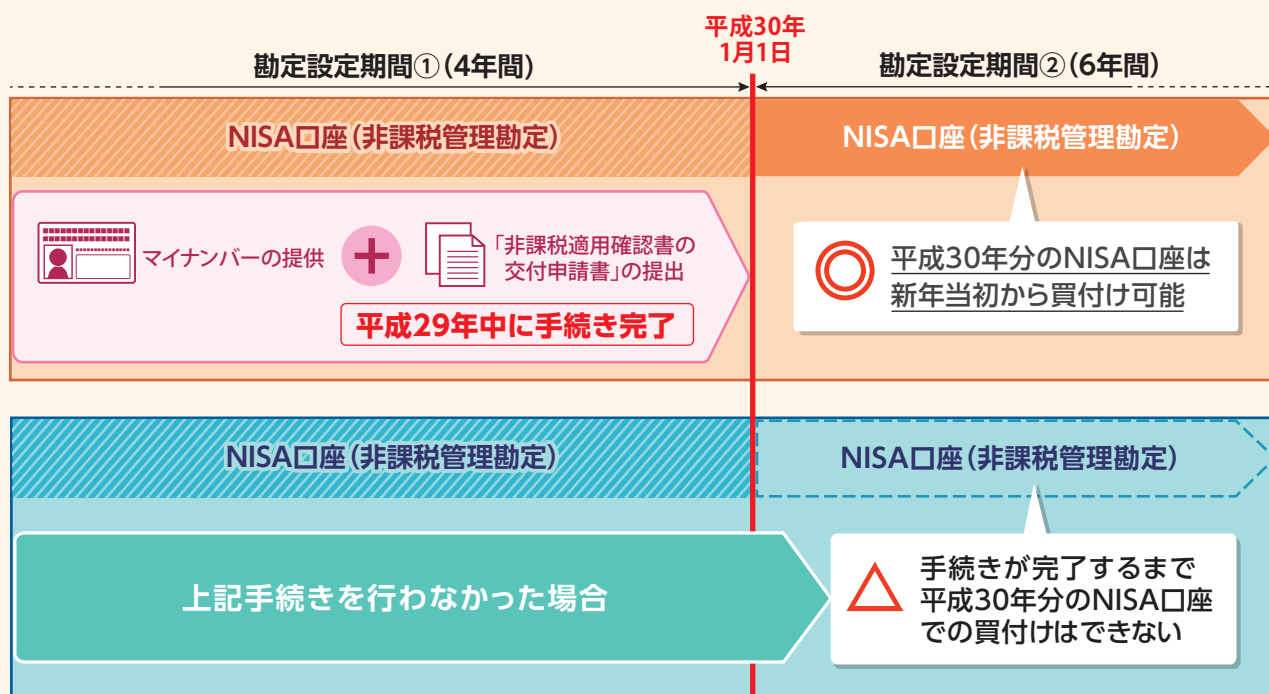
マイナンバー及び「非課税適用確認書の交付申請書」の提供等が行われるまでは、
平成30年以後の年分のNISA口座は利用できません。

*平成26年から平成29年の年分のNISA口座で保有している上場株式等は、非課税期間が
終了するまでは非課税の対象となります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

NISA口座を平成30年以後も利用するための手続きについて



⚠ 手続きが年末に近づくと、新年当初からの利用に間に合わない場合があります。

*平成30年以後にNISA口座をご利用したい証券会社に**マイナンバーを提供済み**の場合は、マイナンバーを改めてご提供いただく必要はありません。



Q マイナンバーは必ず提供しなければならないのですか？

A 平成28年1月1日より、所得税法などにより証券会社へのマイナンバーの提供が義務付けられています。

Q マイナンバーを証券会社に提供するときにはどのような手続きを行うのですか？

A 証券会社が用意する様式に個人番号を記入して提供いただくほか、本人確認書類の提示が必要になります。本人確認書類の範囲は法律で決められており、「マイナンバーカード(個人番号カード)」をお持ちでないお客様からは、複数の書類を提示いただく必要があります。

※マイナンバーの提供の手続きの内容は、証券会社によって異なることがあります。

本人確認書類の例

①マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちのお客様	マイナンバーカード(個人番号カード)
②マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでないお客様	通知カード(又は個人番号記載の住民票の写し) + 運転免許証又はパスポート等

Q 勘定設定期間とは何ですか？

A 勘定設定期間とは、NISA口座内に新たに非課税枠を設けることができる期間のことをいい、法令上、次のとおり定められています。

勘定設定期間

- ①平成26年1月1日から平成29年12月31日まで(4年間) ②平成30年1月1日から平成35年12月31日まで(6年間)

Q 私はすでに証券会社にマイナンバーを提供していますが、平成30年からは別の証券会社でNISA口座を利用したいです。どうすればよいですか？

A 平成29年分の非課税枠を設定している証券会社に「金融商品取引業者等変更届出書」を提出いただき、平成30年以後にNISAを利用したい証券会社に「非課税口座開設届出書」と「非課税管理勘定廃止通知書」及びマイナンバーの提供手続きを行っていただく必要があります。

※過去にNISA口座を開設していた証券会社を利用する場合には、「非課税口座開設届出書」の提出は不要です。

※平成30年以後にNISA口座をご利用したい証券会社にマイナンバーを提供済みの場合は、マイナンバーを改めてご提供いただく必要はありません。

Q 平成30年以後は「つみたてNISA」(少額累積投資非課税制度)を利用したいのですが、どうすればよいですか？

A 平成30年1月1日から、現行のNISAに加えて、「つみたてNISA」(NISA口座内の積立投資により購入した株式投資信託やETFの分配金や売買益が20年間非課税となる制度)が始まります。

現行のNISAと「つみたてNISA」は選択制となりますので、「つみたてNISA」を利用する場合は、「非課税口座異動届出書」を証券会社に提出していただく必要があります。

詳しくはこちらまでお問い合わせください。